

2023年4月1日

## 賞罰規定の運用に関する内規

罰則はいずれかを科すものとする。なお、原則として総会で決定するものとするが、③・④については、執行委員会で審議・決定し、総会で報告する。

### ①除名

### ②出場停止

### ③始末書の提出

- ・支払金の滞納
- ・公式戦団体戦の無断欠席
- ・表彰式の無断欠席
- ・登録にさいし、指定する登録期日の超過
- ・総会の無断欠席

(始末書が当該年度内に3枚たまった場合、執行委員会の審議・決定をもって本連盟の主催する翌公式戦を出場停止とする。始末書は、本連盟役員より提出の指示があった日から、1週間以内に提出することとする。提出は郵送のみとし、1週間以内の消印を有効とする。)

### ④口頭による注意

- ・本連盟の主催する事業のさいの、ごみの不始末
- ・会場の使用ルール違反
- ・ベンチでの応援ルール違反

### ⑤その他

2023年4月1日運用開始

※2023年3月19日総会「賞罰規定の運用に関する内規改定」により承認。

——以下 参考資料——

### 第9章 第41条

次の行為をなした、本連盟に加盟した者、または大学の加盟団体は、規律委員会の審議・決定により、あるいは総会の決定をもって、除名、出場停止、その他の処罰を受けるものとする。なお、詳細については別に定める。